



ウェブキャスティングについて

第 5 回国際小委員会 (10月31日)



ウェブキャストイングについて

- 1 .国際的な議論
- 2 .我が国の法制度
- 3 .検討事項



1. 国際的な議論

米国提案 (2002年 9月提案、2003年3月修正)

- ウェブキャストを本条約の対象とすべき。
(ストリーミング放送を行う事業者を対象)

EU提案 (1999年5月提案、2003年6月修正)

- ウェブキャストを本条約の対象とはしないが、放送機関がコンピュータネットワークを用いて行う 放送番組の同時同内容の送信については保護すべき。

日本提案 (2001年 1月、2003年6月提案)

- ウェブキャストを本条約の対象とせず、新たに独立した条約の検討において取扱うべき。



2.我が国の法制度

(1)著作権法

- 関連条文

- 第2条第8号「放送」

- 第2条第9号の2「有線放送」

- 第2条第7号の2「公衆送信」

- 第2条第9号の5「送信可能化」

- ウェブキャストの法的位置付け

- リアルタイムストリーミング、オンデマンドとも公衆送信と考えられる。

(2)電気通信役務利用放送法

- 電気通信設備を用いた役務利用放送事業者を規定

- 総務大臣の登録が必要



3. 検討事項

- 基本の方針

本条約の対象とするべきか、別途条約で取扱うべきか

- 今後のウェブキャストの視点

- ・オンデマンドand/or リアルタイムストリーミング

- ・個人形態and/or事業形態

- ・法的位置付けの有無

- ・投資規模の要件

- ・商用レコードの二次使用制度のあり方